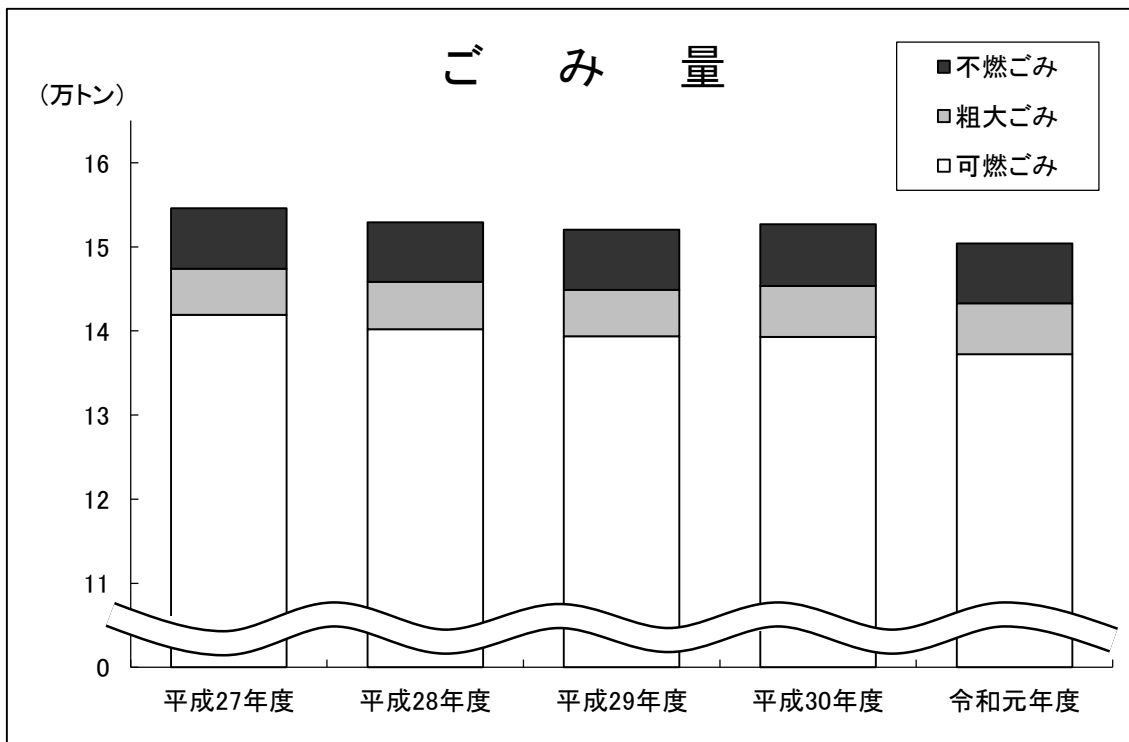
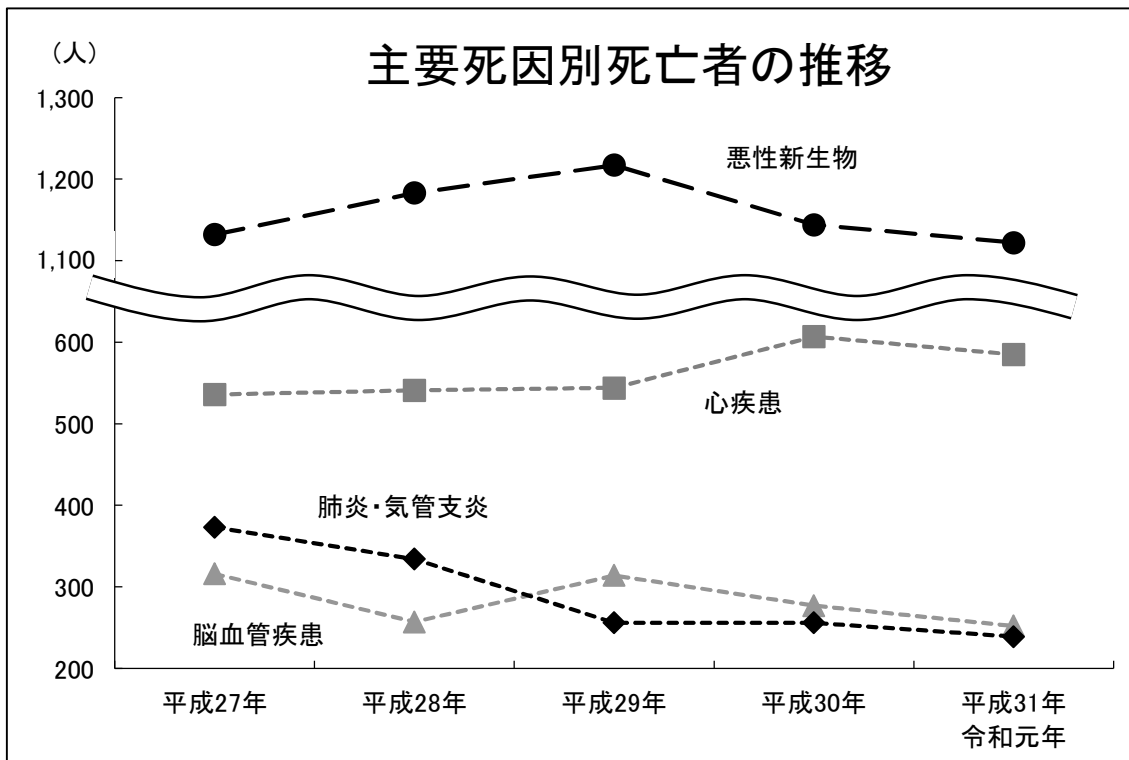


## 9 保健，衛生及び環境



## 9-1 医療施設数

「医療法」・「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」・「柔道整復師法」・「歯科技工士法」に基づく届出による。

## (1) 医療施設数

- 「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であつて、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。
- 「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であつて、患者 19 人以下の入院施設を有するもの、又は患者の入院施設を有しないものをいう。

(各年度末現在)

年 度	総 数		病 院		有床診療所		無 床 診療所	歯 科 診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数		
平成27年度	819	5,303	24	5,141	15	162	494	286
28	822	5,286	24	5,141	14	145	496	288
29	830	5,347	24	5,202	14	145	508	284
30	848	5,371	25	5,230	13	141	526	284
令和元年度	856	5,330	25	5,193	12	137	532	287
国	-	-	-	-	-	-	-	-
県	1	400	1	400	-	-	-	-
市	7	257	1	257	-	-	6	-
健康保険組合・その連合会	-	-	-	-	-	-	-	-
公 益 法 人	6	310	1	310	-	-	4	1
医 療 法 人	253	3,124	19	3,023	9	101	175	50
学 校 法 人	7	963	1	963	-	-	6	-
会 社	5	-	-	-	-	-	5	-
そ の 他 の 法 人	23	180	1	180	-	-	22	-
個 人	554	96	1	60	3	36	314	236

資料 市保健所保健総務課

## (2) 助産所その他の医療関係施設数

(各年度末現在)

年 度	助産所	施 術 所		歯 科 技 工 所	
		出張業務のみ	出張業務のみ		
平成27年度	57	52	715	232	57
28	60	54	732	239	58
29	60	54	744	246	58
30	59	54	758	251	58
令和元年度	61	55	775	261	59

資料 市保健所保健総務課

## 9-2 医療関係従事者数

本表の医師、歯科医師、薬剤師数は、「医師・歯科医師及び薬剤師調査」の結果であるが、助産師・看護師・准看護師・保健師・歯科技工士・歯科衛生士数は関係法令に基づく業務従事者届出数を集計したもので、2年に1回の届出となっている。

(各年末現在)

年 次	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	保 健 師	歯 科 技 工 士	歯 科 衛 生 士
平成22年	1,468	366	1,306	80	3,322	800	82	66	324
24	1,577	365	1,324	118	3,614	766	93	62	388
26	1,549	363	1,306	120	3,933	705	94	57	349
28	1,679	377	1,365	113	4,259	700	108	61	428
30	1,721	345	1,434	127	4,456	605	121	64	447

資料 市保健所保健総務課

## 9 保健、衛生及び環境

### 9-3 薬事関係業者数

(各年度末現在)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
薬 局	199	200	204	215	216
薬局製造販売医薬品製造販売業	26	22	19	20	20
薬局製造販売医薬品製造業	26	22	19	20	20
店 舗 販 売 業	69	68	65	68	68
高度管理医療機器等販売業・貸与業	178	185	191	200	204
管理医療機器販売業・貸与業	1,027	1,195	1,192	1,211	1,220
毒 物 劇 物 販 売 業	92	94	93	90	88
一 般	85	87	86	84	82
農 業 用 品 目	6	6	6	5	5
特 定 品 目	1	1	1	1	1

資料 市保健所保健総務課

### 9-4 病院の概況

(1) 総括表

年 次	在院患者延数 a)	6月末病床数	病床利用率% b)	新入院患者数	退院患者数	外来患者延数 c)
平成27年度	1,532,622	5,133	81.8	65,354	65,475	1,649,211
28	1,549,750	5,141	82.4	66,863	66,840	1,650,370
29	1,552,415	5,149	82.6	67,672	67,568	1,658,442
30	1,543,262	5,215	81.4	68,680	68,734	1,669,542
令和元年度	1,549,112	5,196	81.6	69,053	69,018	1,690,430
精神病院 d)	209,570	680	56.3	811	810	22,605
結核療養所 e)	-	-	-	-	-	-
一般病院 f)	1,339,542	4,516	83.5	68,242	68,208	1,667,825
うち) 県立	115,642	400	79.2	11,352	11,375	163,057
うち) 市立	41,507	257	44.2	4,064	4,050	100,937

注 a) 毎日24時現在に在院している患者数を1年分合計したものである。

b) 
$$\text{病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月～12月の合計}} \times 100$$

c) 新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、診療録（カルテ）の作成又は記載の追加がされた患者数を1年分合計したものである。同一患者が同時に2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの診療科で診療録（カルテ）の作成又は記載の追加がされた場合、それぞれの診療科の外来患者として計上している。

d) 精神病床のみを有する病院である。

e) 結核病床のみを有する病院である。

f) 「精神病院」、「結核療養所」以外の病院である。

資料 市保健所保健総務課

## 9-4 病院の概況（続き）

## (2) 県立西宮病院利用状況

年次	総数	内科	小児科	外科	整形外科	脳神経外科	循環器科
	総数						
平成27年	285,205	84,952	14,233	32,032	25,833	7,071	10,199
28	284,186	86,541	12,821	34,205	26,445	6,007	10,435
29	285,082	87,398	12,666	35,786	24,583	7,078	9,779
30	289,155	91,661	12,929	36,383	25,587	5,890	10,423
平成31年 令和元年	<b>290,072</b>	<b>91,459</b>	<b>12,379</b>	<b>39,117</b>	<b>26,027</b>	<b>5,312</b>	<b>11,462</b>
	外来						
平成27年	162,638	48,517	9,132	16,967	11,057	2,425	4,959
28	159,490	48,415	8,485	17,384	11,775	2,373	4,989
29	161,027	50,186	8,389	18,461	11,236	2,373	5,028
30	162,576	51,034	8,563	18,993	11,367	2,397	5,197
平成31年 令和元年	<b>163,055</b>	<b>50,564</b>	<b>8,142</b>	<b>20,239</b>	<b>11,232</b>	<b>2,349</b>	<b>5,183</b>
	入院						
平成27年	122,567	36,435	5,101	15,065	14,776	4,646	5,240
28	124,696	38,126	4,336	16,821	14,670	3,634	5,446
29	124,055	37,212	4,277	17,325	13,347	4,705	4,751
30	126,579	40,627	4,366	17,390	14,220	3,493	5,226
平成31年 令和元年	<b>127,017</b>	<b>40,895</b>	<b>4,237</b>	<b>18,878</b>	<b>14,795</b>	<b>2,963</b>	<b>6,279</b>
年次	産婦人科	眼科	耳鼻いんこう科	泌尿器科	放射線科	救急センター	
	総数						
平成27年	39,242	18,061	9,836	30,212	2,958	10,576	
28	37,031	16,513	9,168	31,048	3,152	10,820	
29	36,103	15,327	9,689	29,439	2,871	14,363	
30	35,403	16,373	9,971	27,431	2,682	14,422	
平成31年 令和元年	<b>34,324</b>	<b>16,448</b>	<b>10,535</b>	<b>26,377</b>	<b>2,956</b>	<b>13,676</b>	
	外来						
平成27年	22,970	14,991	6,864	19,803	2,958	1,995	
28	20,678	13,455	6,489	20,008	3,152	2,287	
29	20,723	12,385	7,011	19,938	2,871	2,426	
30	20,432	13,492	7,137	18,941	2,682	2,341	
平成31年 令和元年	<b>20,698</b>	<b>13,480</b>	<b>7,864</b>	<b>18,052</b>	<b>2,956</b>	<b>2,296</b>	
	入院						
平成27年	16,272	3,070	2,972	10,409	-	8,581	
28	16,353	3,058	2,679	11,040	-	8,533	
29	15,380	2,942	2,678	9,501	-	11,937	
30	14,971	2,881	2,834	8,490	-	12,081	
平成31年 令和元年	<b>13,626</b>	<b>2,968</b>	<b>2,671</b>	<b>8,325</b>	-	<b>11,380</b>	

資料 県立西宮病院医事企画課

9 保健、衛生及び環境

9-4 病院の概況（続き）

(3) 市立中央病院利用状況

年次	総数	内科	小児科	外科	整形外科	脳神経外科	産婦人科	リハビリ科
総数								
平成27年	158,771	63,079	8,717	20,067	10,924	881	1,460	3,162
28	158,857	61,324	8,777	20,306	12,848	198	1,431	2,310
29	161,252	60,767	8,137	18,970	15,775	106	1,364	3,087
30	154,306	57,920	8,419	17,171	14,766	79	1,386	2,579
平成31年 令和元年	143,610	54,775	7,663	16,848	10,622	45	1,396	1,968
外来								
平成27年	111,892	36,291	6,143	12,217	7,379	881	1,460	3,162
28	109,200	33,874	6,495	12,094	7,745	198	1,431	2,310
29	110,103	32,943	6,010	12,179	8,491	106	1,364	3,087
30	107,436	32,446	6,219	11,698	7,937	79	1,386	2,579
平成31年 令和元年	97,536	27,508	5,907	10,736	6,295	45	1,396	1,968
入院								
平成27年	46,879	26,788	2,574	7,850	3,545	-	-	-
28	49,657	27,450	2,282	8,212	5,103	-	-	-
29	51,149	27,824	2,127	6,791	7,284	-	-	-
30	46,870	25,474	2,200	5,473	6,829	-	-	-
平成31年 令和元年	46,074	27,267	1,756	6,112	4,327	-	-	-

年次	眼科	耳鼻 いんこう科	皮膚科	泌尿器科	放射線科	麻酔科	歯科口腔外科
総数							
平成27年	9,540	1,546	13,113	11,678	3,018	6,948	4,638
28	9,254	1,309	13,065	13,113	3,050	7,666	4,206
29	8,691	1,093	13,449	13,455	2,922	9,609	3,827
30	9,543	479	12,885	13,957	3,519	7,871	3,732
平成31年 令和元年	7,991	-	12,225	14,093	4,168	8,143	3,673
外来							
平成27年	8,919	1,546	10,829	9,440	3,018	6,511	4,096
28	8,588	1,309	10,670	10,252	3,050	7,480	3,704
29	8,115	1,093	10,532	10,231	2,922	9,521	3,509
30	8,672	479	10,731	10,506	3,519	7,767	3,418
平成31年 令和元年	7,450	-	10,261	10,442	4,168	7,988	3,372
入院							
平成27年	621	-	2,284	2,238	-	437	542
28	666	-	2,395	2,861	-	186	502
29	576	-	2,917	3,224	-	88	318
30	871	-	2,154	3,451	-	104	314
平成31年 令和元年	541	-	1,964	3,651	-	155	301

資料 市立中央病院医事課

## 人口動態調査

人口動態調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計として、人口動態調査令施行規則（昭和23年厚生省令第6号）に従って実施されている。

本編中、第9-5表から第9-10表まではこの調査の結果である。

数字は日本における日本人に関するもので、住所地による集計である。

## 9-5 出生・死亡等の状況

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年
	<b>実 数</b>				
出 生 数	4,395	4,345	4,076	3,927	3,708
うち)低出生体重児 1)	388	363	340	372	331
死 亡 数	3,821	3,772	3,932	3,958	4,013
うち)乳児死亡 2)	7	1	5	9	10
男	1	-	3	7	6
女	6	1	2	2	4
うち)新生児死亡 3)	3	-	4	3	6
男	1	-	3	2	5
女	2	-	1	1	1
死 産 数	75	87	82	72	66
自 然 死 産	32	36	35	43	41
人 工 死 産	43	51	47	29	25
周 産 期 死 亡 4)	10	15	11	10	19
妊娠満22週以降の死産	8	15	8	8	14
早期新生児死亡	2	-	3	2	5
	<b>比 率 ※</b>				
出生率【人口】 a)	9.2	9.1	8.5	8.2	7.8
低出生体重児出生率【出生】 b)	8.8	8.4	8.3	9.5	8.9
死亡率【人口】 a)	8.0	7.9	8.2	8.3	8.4
乳児死亡率【出生】 b)	1.6	0.2	1.2	2.3	2.7
新生児死亡率【出生】 b)	0.7	-	1.0	0.8	1.6
死産率【出産】 c)	16.8	19.6	19.7	18.0	17.5
周産期死亡率【出生】 d)	2.3	3.4	2.7	2.5	5.1

注 1) 出生したときの体重が、2,500g未満の出生児のこと。

2) 生後1歳未満の死亡のこと。

3) 生後4週間未満の死亡のこと。

4) 「妊娠満22週以降の死産」と「早期新生児死亡」（生後1週間未満の死亡）を合わせたもの。

a) 各年9月30日現在の住民基本台帳人口（外国人住民を除く）に対する割合である。

b) 各年の出生数に対する割合である。

c) 各年の出産数（出産=出生+死産）に対する割合である。

d) 各年の出生数+妊娠満22週以後の死産数に対する割合である。

※ 各率は、当該数字を【 】内の数字で除いたもので、対千人比である。ただし、低出生体重児出生率は対百人比である。

資料 市保健所保健総務課

9 保健、衛生及び環境

9-6 母の年齢（5歳階級）別出生児数

年次	総数 a)	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上
		総数						
平成27年	4,395	27	212	1,003	1,764	1,122	260	7
28	4,345	29	212	961	1,723	1,153	260	7
29	4,076	27	177	933	1,614	1,042	270	13
30	3,927	14	185	847	1,608	990	266	17
平成31年 令和元年	3,708	15	161	833	1,428	996	267	8
		男						
平成27年	2,293	16	109	519	945	564	137	3
28	2,262	19	102	498	887	627	127	2
29	2,092	13	91	483	810	545	145	5
30	1,962	6	99	438	796	492	122	9
平成31年 令和元年	1,873	9	78	431	709	520	122	4
		女						
平成27年	2,102	11	103	484	819	558	123	4
28	2,083	10	110	463	836	526	133	5
29	1,984	14	86	450	804	497	125	8
30	1,965	8	86	409	812	498	144	8
平成31年 令和元年	1,835	6	83	402	719	476	145	4

注 a) 年齢不詳を含む。  
資料 市保健所保健総務課

9-7 出産回数別出生数

年次	総数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児	第6児以上
		総数					
平成27年	4,395	2,208	1,651	430	77	21	8
28	4,345	2,141	1,662	459	65	11	7
29	4,076	1,957	1,637	405	66	7	4
30	3,927	1,889	1,533	417	70	10	8
平成31年 令和元年	3,708	1,725	1,477	412	71	15	8
		男					
平成27年	2,293	1,129	888	219	43	9	5
28	2,262	1,115	871	237	28	5	6
29	2,092	977	864	208	37	5	1
30	1,962	958	769	199	27	5	4
平成31年 令和元年	1,873	863	754	214	31	8	3
		女					
平成27年	2,102	1,079	763	211	34	12	3
28	2,083	1,026	791	222	37	6	1
29	1,984	980	773	197	29	2	3
30	1,965	931	764	218	43	5	4
平成31年 令和元年	1,835	862	723	198	40	7	5

資料 市保健所保健総務課



## 9-8 死因別乳児死亡数

死因分類は、厚生労働省が定めた「乳児死因単分類表」によるが、該当件数のないものは一部を省いている。

死 因 分 類	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年 令和元年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	1	6	-	1	3	2	7	2	6	4
腸 管 感 染 症	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
敗 血 症	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
ウ イ ル ス 性 肝 炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
悪 性 新 生 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白 血 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 悪 性 新 生 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 新 生 物	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
脳 性 麻 痺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
心 疾 患 ( 高 血 圧 性 を 除 く )	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
肺 炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
へ ル ニ ア 及 び 腸 閉 塞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
腎 不 全	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
周 産 期 に 発 生 し た 病 態	1	2	-	-	1	-	1	1	2	-
新 生 児 の 細 菌 性 敗 血 症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出 生 時 仮 死	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
周 産 期 に 発 生 し た 肺 出 血	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 周 産 期 に 特 異 的 な 呼 吸 障 害 及 び 心 血 管 障 害	-	1	-	-	-	-	1	1	1	-
周 産 期 に 発 生 し た 心 血 管 障 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新 生 児 の 呼 吸 窮 迫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
胎 児 及 び 新 生 児 の 出 血 性 障 害 及 び 血 液 障 害	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
そ の 他 の 周 産 期 に 発 生 し た 病 態	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
妊 娠 期 間 及 び 胎 児 発 育 に 関 連 す る 障 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先 天 奇 形 、 変 形 及 び 染 色 体 異 常	-	1	-	-	1	2	3	-	3	2
神 経 系 の 先 天 奇 形	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
心 臓 の 先 天 奇 形	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-
そ の 他 の 循 環 器 系 の 先 天 奇 形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
呼 吸 器 系 の 先 天 奇 形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消 化 器 系 の 先 天 奇 形 及 び 変 形	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
筋 骨 格 系 の 先 天 奇 形 及 び 変 形	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
そ の 他 の 先 天 奇 形 及 び 変 形	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
染 色 体 異 常 , 他 に 分 類 さ れ な い も の	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
代 謝 障 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
髄 膜 炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 幼 児 突 然 死 症 候 群	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
そ の 他 の す べ て の 疾 患	-	1	-	-	-	-	2	-	-	1
不 慮 の 事 故	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1
そ の 他 の 外 因	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他 殺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脊 髄 性 筋 萎 縮 症 及 び 関 連 症 候 群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 市保健所保健総務課

9 保健, 衛生及び環境

9-9 死因別死亡者数

死 因 分 類		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年
総	数	3,821	3,772	3,932	3,958	4,013
感	症	85	71	98	90	83
腸	結核	4	6	6	8	6
結	核	11	7	15	14	9
呼	吸器	10	7	15	13	9
そ	の他	1	-	-	1	-
敗	血	33	32	45	31	43
ウ	性	25	11	7	7	5
B	性	7	2	-	1	-
C	性	16	7	7	6	5
そ	の他	2	2	-	-	-
H	V	-	-	-	-	-
そ	の他	12	15	25	30	20
新	症	1,159	1,209	1,259	1,182	1,173
悪	性	1,132	1,183	1,217	1,144	1,122
口	唇, 口	18	23	18	22	15
食	腔	32	44	48	32	39
胃	及	142	170	151	131	128
結	腸	104	112	107	110	113
直	S状	48	35	45	43	48
肝	結	86	114	97	94	72
胆	び	47	58	48	34	57
膵	のう	115	84	110	125	117
喉	及	3	-	1	3	-
気	管, 気	196	230	241	204	212
皮	管支	5	2	2	5	3
乳	及	39	40	54	38	42
子	び	18	13	18	15	32
卵	咽	18	16	19	18	15
前	頭	30	30	47	29	31
膀	道	22	27	26	26	22
中	系	8	4	11	16	9
悪	性	58	41	41	51	38
白	リン	34	23	30	26	25
そ	の他	14	16	15	15	15
そ	の他	95	101	88	107	89
そ	の他	27	26	42	38	51
中	枢	6	3	8	6	6
中	枢	21	23	34	32	45
血	液	11	18	12	18	6
及	び	4	10	7	7	3
内	分	7	8	5	11	3
分	泌	70	52	65	51	81
糖	, 栄	38	33	40	29	41
そ	の他	32	19	25	22	40
精	神	38	43	68	64	48
血	管	30	42	64	58	44
そ	の他	8	1	4	6	4
神	経	99	105	149	129	194
髓	性	2	1	1	-	-
脊	筋	9	11	12	5	6
パ	萎	20	23	31	36	41
ア	キ	25	32	55	41	86
そ	の他	43	38	50	47	61
眼	及	-	-	-	-	-
耳	び	-	-	-	-	-
循	乳	955	884	954	991	930
高	血	9	15	19	16	21
高	血	4	8	13	10	13
そ	の他	5	7	6	6	8
心	疾	536	541	544	607	585
慢	性	6	5	4	3	5
急	性	114	135	101	127	93
そ	の他	58	52	68	60	72
慢	性	29	36	30	47	25
心	疾	14	15	7	10	10

資料 市保健所保健総務課

9-9 死因別死亡者数 (続き)

死 因 分 類		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年
害	導 障	80	66	78	83	84
全	心 疾	227	218	250	260	289
患	の 他 管	8	14	6	17	7
患	の 他 管	316	257	314	277	252
血	の 他 管	51	50	39	32	45
血	の 他 管	81	65	94	103	87
塞	の 他 管	175	130	173	130	115
患	の 他 管	9	12	8	12	5
離	の 他 管	66	51	59	69	55
患	の 他 管	28	20	18	22	17
患	の 他 管	646	620	567	555	547
ザ	の 他 管	9	3	7	10	10
炎	の 他 管	372	334	256	255	239
炎	の 他 管	1	-	-	1	-
患	の 他 管	47	52	54	62	53
患	の 他 管	4	3	5	3	6
患	の 他 管	213	228	245	224	239
患	の 他 管	149	166	152	161	168
瘍	の 他 管	8	6	5	8	8
塞	の 他 管	20	16	22	20	22
患	の 他 管	52	63	56	53	47
変	の 他 管	33	31	26	23	23
患	の 他 管	19	32	30	30	24
患	の 他 管	69	81	69	80	91
患	の 他 管	8	4	6	5	6
患	の 他 管	14	21	23	26	23
患	の 他 管	112	110	104	106	130
患	の 他 管	9	18	13	10	14
全	の 他 管	83	70	77	65	88
全	の 他 管	8	8	4	7	9
病	の 他 管	47	42	54	45	63
全	の 他 管	28	20	19	13	16
患	の 他 管	20	22	14	31	28
く	の 他 管	-	-	-	-	-
態	の 他 管	3	-	1	2	2
傷	の 他 管	-	-	-	-	-
傷	の 他 管	-	-	-	-	-
害	の 他 管	1	-	-	2	2
症	の 他 管	-	-	-	-	-
害	の 他 管	1	-	1	-	-
害	の 他 管	1	-	-	-	-
態	の 他 管	1	-	-	-	-
常	の 他 管	6	4	8	6	9
形	の 他 管	1	2	1	-	-
形	の 他 管	3	2	4	2	4
形	の 他 管	3	2	4	2	2
形	の 他 管	-	-	-	-	2
形	の 他 管	-	-	-	-	2
形	の 他 管	1	-	2	3	3
形	の 他 管	1	-	1	1	-
症	の 他 管	292	312	306	389	410
状	の 他 管	256	264	265	340	361
候	の 他 管	-	-	-	1	-
群	の 他 管	-	-	-	1	-
候	の 他 管	36	48	41	48	49
外	の 他 管	174	153	160	183	203
因	の 他 管	91	77	82	101	109
故	の 他 管	9	9	10	9	8
故	の 他 管	15	17	24	32	34
落	の 他 管	13	11	15	12	13
水	の 他 管	29	21	15	26	26
息	の 他 管	2	-	-	1	4
露	の 他 管	2	2	1	-	-
露	の 他 管	21	17	17	21	24
故	の 他 管	70	65	62	62	62
殺	の 他 管	-	1	1	-	-
殺	の 他 管	13	10	15	20	32

資料 市保健所保健総務課

9 保健、衛生及び環境

9-10 年齢（5歳階級）別死亡者数

年 齢 区 分	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年 令和元年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	1,912	1,909	1,964	1,808	2,028	1,904	2,076	1,882	1,969	2,044
5 歳 未 満	4	7	4	2	5	2	9	3	7	4
5 ～ 9 歳	1	2	1	1	-	1	2	1	1	1
10 ～ 14 歳	-	-	-	2	3	-	2	1	-	1
15 ～ 19 歳	5	-	-	1	-	1	4	1	2	2
20 ～ 24 歳	8	3	6	1	4	1	5	1	7	1
25 ～ 29 歳	4	2	1	1	3	7	5	2	-	3
30 ～ 34 歳	6	5	7	3	10	4	1	10	4	3
35 ～ 39 歳	8	4	12	8	11	1	15	12	6	4
40 ～ 44 歳	15	10	17	15	16	15	17	8	17	8
45 ～ 49 歳	27	20	34	18	48	21	26	16	22	21
50 ～ 54 歳	51	15	37	18	51	21	39	25	43	36
55 ～ 59 歳	55	40	53	31	35	33	58	26	56	30
60 ～ 64 歳	98	59	90	41	76	38	65	34	69	34
65 ～ 69 歳	173	84	180	76	176	91	177	88	145	77
70 ～ 74 歳	220	128	228	116	245	110	249	104	227	110
75 ～ 79 歳	264	174	305	178	334	173	306	162	303	163
80 ～ 84 歳	360	286	394	282	360	281	386	314	368	324
85 歳 以 上	613	1070	595	1014	651	1104	710	1,074	692	1,222
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 市保健所保健総務課

9-11 感染症及び食中毒の発生状況

本表は、感染症については厚生労働省所管の「感染症発生動向調査」の結果より、食中毒については市保健所ホームページより抜粋している。

- 1 数字は発生地主義により集計している。
- 2 4類、5類は感染症の一部を掲載している。

年次	1 類 感 染 症							2 類 感 染 症						
	エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱	痘そう	南米出血熱	ペスト	マールブルグ熱	ラッサ熱	急性灰白髄炎	結核	ジフテリア	重症急性呼吸器症候群	中東呼吸器症候群	鳥インフルエンザ(H5N1)	鳥インフルエンザ(H7N9)
平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-	61	-	-	-	-	-
28	-	-	-	-	-	-	-	-	62	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	-	-	-	-	68	-	-	-	-	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-	64	-	-	-	-	-
平成31年 令和元年	-	-	-	-	-	-	-	-	54	-	-	-	-	-
年次	3 類 感 染 症						4 類 感 染 症							
	コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	パラチフス	E型肝炎	A型肝炎	エキノコックス症	オウム病	狂犬病	チクングニア熱	つつが虫病	デング熱	鳥インフルエンザa)
平成27年	-	1	3	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-
28	-	-	3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	-
29	-	-	12	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
30	-	-	6	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
平成31年 令和元年	-	-	6	-	-	1	4	-	-	-	-	-	1	-
年次	4 類 感 染 症							5 類 感 染 症						
	日本紅斑熱	日本脳炎	ボツリヌス症	マラリア	野兔病	ライム病	レジオネラ症	レプトスピラ症	アメーバ赤痢	ウィルス性肝炎	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	急性脳炎	クロイツフェルト・ヤコブ病	劇症型溶血性レンサ球菌感染症
平成27年	-	-	-	-	-	-	5	1	5	1	15	-	5	-
28	-	-	-	-	-	-	2	-	5	3	13	-	4	1
29	-	-	-	-	-	-	3	-	7	1	20	-	2	-
30	4	-	-	-	-	1	9	1	5	3	11	-	2	2
平成31年 令和元年	-	-	-	-	-	-	10	-	4	-	17	1	4	1
年次	5 類 感 染 症													食中毒
	後天性免疫不全症候群	ジアルジア症	侵襲性インフルエンザ菌感染症	侵襲性髄膜炎菌感染症	侵襲性肺炎球菌感染症	水痘(入院例)	梅毒	播種性クリプトコックス症	破傷風	バンコマイン耐性腸球菌感染症	百日咳b)	風しん	麻しん	
平成27年	2	2	-	1	6	-	6	2	-	-	...	1	-	2
28	3	-	-	1	6	2	14	1	-	-	...	-	5	2
29	1	1	-	-	2	3	31	1	-	-	...	-	-	3
30	2	1	2	2	11	-	21	1	-	-	54	7	-	1
平成31年 令和元年	3	-	-	-	11	3	32	-	-	-	59	5	2	1

注 a) 鳥インフルエンザ (H5N1 及び H7N9 を除く。)

b) 平成 29 年以前は届け出対象外。

資料 市保健所保健予防課、食品衛生課

9 保健、衛生及び環境

9-12 食品衛生営業施設数

本表は、「衛生行政報告例に基づく統計報告（衛生関係）」により作成したものである。

「食品衛生施設」は、営業を行うに際し食品衛生法第52条第1項の規定による「許可を要する施設」と「許可を要しない施設」がある。  
(各年度末現在)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
許可を要する施設	7,046	6,972	7,010	7,082	6,983
飲食店営業	4,276	4,289	4,338	4,399	4,383
一般食堂・レストラン等	1,468	1,447	1,407	1,416	1,372
仕出し屋・弁当屋	105	101	105	103	108
旅館	22	19	19	19	18
その他の	2,681	2,722	2,807	2,861	2,885
菓子製造業（パンを含む）	629	656	667	686	666
乳処 理 業	1	1	1	1	-
乳製品製造業	7	7	5	6	6
魚介類販売業	299	292	297	299	292
魚肉ねり製品製造業	3	3	3	2	2
食品の冷凍又は冷蔵業	66	65	66	66	62
かん詰又はびん詰食品製造業	5	5	5	5	5
喫茶店営業	468	437	435	449	447
あん類製造業	3	3	3	5	5
アイスクリーム類製造業	77	81	84	88	89
乳類販売業	724	636	608	583	537
食肉処 理 業	14	17	17	15	15
食肉販売業	331	332	334	332	327
食肉製品製造業	8	10	10	9	8
乳酸菌飲料製造業	2	2	1	1	-
食用油脂製造業	1	1	1	1	1
みそ製造業	1	1	1	1	1
ソース類製造業	5	5	5	5	5
酒類製造業	12	12	12	12	12
豆腐製造業	7	6	6	6	6
納豆製造業	-	-	-	-	-
めん類製造業	16	17	16	17	17
そうざい製造業	73	75	77	77	81
添加物製造業	4	4	4	4	4
清涼飲料水製造業	5	6	6	6	5
氷雪製造業	1	1	1	1	1
氷雪販売業	8	8	7	6	6
許可を要しない施設	2,290	2,315	2,344	2,354	2,353
給食施設	385	383	379	389	393
学 校	73	73	74	73	73
病院・診療所	26	26	26	27	27
事業所	60	59	56	56	53
その他の	226	225	223	233	240
食品製造業	42	45	48	48	49
野菜果物販売業	278	283	292	294	294
そうざい販売業	256	255	256	251	249
菓子販売業（パンを含む）	375	383	387	388	390
食品販売業	434	442	446	448	442
添加物の製造業 a)	2	2	2	2	2
添加物の販売業	232	234	242	243	243
器具・容器包装・おもちゃの製造業又は販売業	286	288	292	291	291

注 a) 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。

資料 市保健所食品衛生課

## 9-13 環境衛生監視対象施設数

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
営業関係施設	1,407	1,409	1,417	1,434	1,427
旅館等	33	35	35	36	34
旅館・ホテル a)	30	30	30	31	30
ホテル	14	13	13	…	…
旅館	16	17	17	…	…
簡易宿所	3	4	4	4	3
季節簡易宿所	-	1	1	1	1
興行場	11	11	11	11	11
映画館	2	2	2	2	2
スポーツ施設	2	2	2	2	2
その他	7	7	7	7	7
公衆浴場	47	46	45	45	42
整容所	237	236	230	230	225
美容所	746	758	776	806	830
クリーニング所	333	323	320	306	285
廃棄物処理・清掃関係施設	625	611	596	576	560
し尿処理施設	-	-	-	-	-
し尿浄化槽	595	581	566	548	534
ごみ処理施設	2	2	2	2	2
産業廃棄物処理施設 b)	28(23)	28(23)	28(23)	26(19)	24(18)
飲料水施設	23	23	23	24	24
水道事業(簡易水道事業を除く)	-	-	-	-	-
簡易水道事業	-	-	-	-	-
専用水道	21	21	21	22	22
その他の水道	2	2	2	2	2
その他の施設	33	33	36	32	34
畜舎・家きん舎	32	32	35	31	33
火葬場	1	1	1	1	1

注 a) 旅館業法改正により、平成30年6月15日以降旅館とホテルの営業種別が統合された。

b) ( )内の数値は、許可施設数である。

資料 市保健所生活環境課、美化第3課、施設管理課、産業廃棄物対策課、斎園管理課

## 9-14 行旅病人・行旅死亡人等取扱数

年 度	総 数	病 人	死亡人等 a)
平成27年度	r11	r11	-
28	r20	r17	3
29	26	9	17
30	21	6	15
令和元年度	30	6	24

注 a) 「行旅病人及行旅死亡人取扱法」及び「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく取扱人数。

資料 市厚生課

9 保健、衛生及び環境

9-15 食肉センターと畜状況

(単位：頭数)

年 度	総 数	牛	馬	豚	とく牛 (子牛)	その他
平成27年度	58,971	16,303	-	42,664	4	-
28	59,571	17,203	-	42,365	3	-
29	54,720	11,946	-	42,770	4	-
30	54,948	9,912	-	45,036	-	-
令和元年度	50,767	9,398	-	41,369	-	-

資料 市産業文化総務課（食肉センター管理担当）

9-16 ごみの状況

ごみは、国道2号以南を市直営、以北地区及び西宮浜地区・高須地区を業者委託により収集している。

(単位：トン)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
市 収 集 人 口 ( 人 ) ( 各 年 度 末 現 在 )	総 数	487,911	488,080	487,207	486,768	486,799	
	直 営	163,876	164,095	164,096	148,894	125,700	
	委 託	324,035	323,985	323,111	337,874	361,099	
ご み 量	総 数	163,906	161,781	160,658	r161,264	158,641	
	可 燃 ご み	141,908	140,227	139,366	r139,279	137,253	
	不 燃 ご み	7,214	7,087	7,151	7,355	7,096	
	粗 大 ご み	5,475	5,615	5,515	6,057	6,049	
	可燃性資源ごみ 小型家電(BOX回収)	9,301	8,842	8,606	8,550	8,215	
処 理 量	総 数	153,189	153,668	153,924	151,361	150,463	
	焼 却 a)	148,725	149,511	149,955	147,001	147,642	
	破 砕 選 別	12,689	12,702	12,666	13,412	13,210	
処 分 量	資 源 化 b)	13,831	13,271	13,135	13,342	12,827	
	埋 立 c)	23,633	22,784	21,227	21,607	20,713	
市 収 集	直 営	可 燃 ご み	25,167	24,620	24,438	r24,275	18,874
		不 燃 ご み	2,053	2,009	2,040	2,125	1,561
		粗 大 ご み	1,421	1,417	1,486	r1,584	1,604
		可燃性資源ごみ	1,759	1,669	1,662	1,738	1,465
		小型家電(BOX回収)	8	10	20	23	28
	委 託	可 燃 ご み	52,426	51,597	51,203	r50,556	55,740
		不 燃 ご み	4,252	4,164	4,212	4,326	4,695
		可燃性資源ごみ	4,359	4,231	4,328	r4,532	4,813
		可 燃 ご み	64,315	64,010	63,725	64,448	62,639
		不 燃 ご み	909	914	899	904	840
許 可 業 者 収 集 ・ 自 己 搬 入	粗 大 ご み	4,054	4,198	4,029	r4,473	4,445	
	可燃性資源ごみ	3,183	2,942	2,616	r2,280	1,937	

注 a) 破砕選別より出た破砕可燃等も含むため、「焼却と破砕選別の処理量の合計」と総数は一致しない。

b) 資源ごみ、ペットボトル、その他プラ、小型廃家電、セメント化、その他売却分量を含む。

c) 焼却灰、固化灰、不燃残渣を含む。

資料 市美化企画課、施設管理課



## 9-17 し尿の状況

年 度	戸 数 (各年度末現在)				収 集 量 (k1)			
	くみとり		浄化槽	下水道水洗	総 数	くみとり収集		浄 化 槽 汚 泥 量
	市直営	業者委託				市直営	業者委託	
平成27年度	-	106	595	230,566	2,118	-	941	1,177
28	-	106	581	232,450	2,010	-	916	1,094
29	-	104	566	235,034	1,993	-	934	1,059
30	-	103	548	237,335	1,930	-	942	988
令和元年度	-	103	534	235,520	2,010	-	935	1,075

資料 市美化第3課

## 9-18 火葬場・葬儀の状況

年 度	火 葬 件 数				葬 儀 件 数						葬儀用 自動車 延数
	総数	大人	小人	胎 児 その他	総数 a)	桜	松	竹	梅	キリスト 神式	
平成27年度	4,232	4,106	8	118	478(202)	61	18	184	5	8	288
28	4,221	4,012	8	201	468(200)	66	7	186	2	7	282
29	4,349	4,220	10	119	489(225)	76	10	158	5	15	285
30	4,378	4,182	14	182	476(189)	92	5	178	1	11	283
令和元年度	4,371	4,283	10	78	544(210)	120	5	204	-	5	314

注 a) ( ) 内は内数で飾付けなし分。

資料 市斎園管理課

## 9-19 市立墓地施設状況

(各年度末現在)

年 度	満池谷墓地		甲 山 墓 園		鳴 尾 3 墓 地		白 水 峡 公 園 墓 地		満池谷納骨堂 件 数
	区画数	面積(m <sup>2</sup> )	区画数	面積(m <sup>2</sup> )	区画数	面積(m <sup>2</sup> )	区画数	面積(m <sup>2</sup> )	
平成27年度	9,291	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	10,931	369,721	876
28	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	10,931	369,721	876
29	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	10,931	369,721	876
30	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	11,060	369,721	876
令和元年度	9,298	120,486	4,380	129,622	1,263	9,273	11,130	369,721	876

資料 市斎園管理課

## 9 保健、衛生及び環境

### 9-20 公害苦情件数

年 度	総 数	大気汚染	水質汚濁	悪 臭	騒 音	振 動	その他
平成27年度	91	11	18	8	46	2	6
28	91	19	9	6	48	9	-
29	76	6	6	7	41	8	8
30	75	10	8	4	37	16	-
令和元年度	91	16	11	10	42	7	5
本 庁	48	6	4	4	29	3	2
鳴 尾	13	5	2	-	3	1	2
瓦 木	18	4	1	2	9	2	-
甲 東	3	1	1	-	-	1	-
塩 瀬	4	-	2	1	1	-	-
山 口	5	-	1	3	-	-	1

注 公害苦情受付件数ではなく処理件数である。

資料 市環境保全課

### 9-21 騒音測定結果

(令和元年度 等価騒音レベル・単位：dB)

場 所	用 途 地 域	区域区分	昼 間		夜 間	
			測定値	環境基準	測定値	環境基準
甲陵中学校局	特に静穏を要する地域	一 般 環 境	57	50	48	40
苦楽園市民館	第一種低層住居専用地域		47	55	39	45
浜甲子園局	第一種中高層住居専用地域		57	55	48	45
段上センター			56	55	41	45
山口小学校局	第二種中高層住居専用地域		53	55	46	45
瓦木支所	第一種住居地域		57	55	46	45
花の峯5番街区	第一種低層住居専用地域		道路に面する 地 域	65	60	62
花の峯1番街区		63		60	60	55
西宮浜公民館	第一種中高層住居専用地域	61		60	50	55
越木岩公民館	第一種住居地域	61		65	52	60
花の峯11番街区	第一種中高層住居専用地域	幹線交通を担う 道路に近接する 空 間	60	70	57	65
甲子園局	近 隣 商 業 地 域		65	70	61	65
久保町1			67	70	63	65
前浜ポンプ場	準 工 業 地 域		61	70	54	65
鳴尾浜臨海公園			61	70	55	65
今津南保育所			64	70	58	65

資料 市環境保全課

## 9-22 大気汚染濃度測定結果

(1) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) 濃度

環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

長期的評価は日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ2日連続して日平均値が0.04ppmを超過しないこと。

測定方法…紫外線蛍光法

(令和元年度)

区 分	平均値 (ppm)	1時間値が0.10ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		最高値 (ppm)		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 a)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
		時間	%	日	%	1時間値	日平均値			
西宮市役所 b)	0.001	0	0.0	0	0.0	0.019	0.006	0.004	○	0
鳴尾支所	0.001	0	0.0	0	0.0	0.021	0.007	0.005	○	0
甲陵中学校	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.004	0.003	○	0
山口小学校	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	0.003	○	0
浜甲子園 c)	0.001	0	0.0	0	0.0	0.022	0.008	0.005	○	0

注 a) 有を×、無を○で表示

b) 西宮市役所南館 c) 浜甲子園2丁目

資料 市環境保全課

## (2) 一酸化炭素(CO)濃度

環境基準…1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

8時間値とは、1日を3つの時間帯(0~8時、8~16時、16~24時)に区分した場合のそれぞれの平均値をいう。

長期的評価は日平均値の2%除外値が10ppm以下であり、かつ2日連続して日平均値が10ppmを超過しないこと。

測定方法…非分散型赤外分光法

(令和元年度)

区 分	年平均値 (ppm)	8時間値が20ppmを超えた回数	日平均値が10ppmを超えた回数	最高値 (ppm)		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 a)	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
		回	回	1時間値	日平均値			
浜甲子園 b)	0.3	0	0	1.3	0.7	0.5	○	0
六湛寺 c)	0.3	0	0	1.1	0.7	0.5	○	0
津門川 d)	0.3	0	0	1.3	0.7	0.5	○	0
河原 e)	0.3	0	0	1.1	0.7	0.5	○	0
甲子園 f)	0.3	0	0	1.4	0.7	0.5	○	0
塩瀬 g)	0.4	0	0	1.3	0.7	0.6	○	0

注 a) 有を×、無を○で表示

b) 浜甲子園2丁目 c) 西宮市役所議会棟横 d) 津門川ポンプ場 e) 市民運動場 f) 甲子園七番町 g) 塩瀬センター

資料 市環境保全課

9 保健、衛生及び環境

9-22 大気汚染濃度測定結果（続き）

(3) 浮遊粒子状物質（SPM）濃度

「浮遊粒子状物質」とは、大気中に比較的長時間滞留し、人の健康上有害な影響を与える粒状10μm以下の粒子状物質をいう。  
 環境基準…1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。  
 長期的評価は、日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ2日連続して日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超過しないこと。  
 測定方法…ベータ線吸収法 (令和元年度)

区 分	年平均値 (mg/ m <sup>3</sup> )	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		最高値 mg / m <sup>3</sup>		日平均値の2%除外値 (mg/ m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無 a)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
		時 間	%	日	%	1時間値	日平均値			
西宮市役所 b)	0.017	0	0.0	0	0.0	0.085	0.060	0.040	○	0
鳴尾支所	0.020	0	0.0	0	0.0	0.112	0.059	0.044	○	0
瓦木公民館	0.015	0	0.0	0	0.0	0.077	0.051	0.038	○	0
甲陵中学校	0.018	0	0.0	0	0.0	0.085	0.056	0.043	○	0
山口小学校	0.015	0	0.0	0	0.0	0.085	0.061	0.038	○	0
浜甲子園 c)	0.014	0	0.0	0	0.0	0.080	0.050	0.038	○	0
六湛寺 d)	0.016	0	0.0	0	0.0	0.084	0.056	0.039	○	0
津門川 e)	0.015	0	0.0	0	0.0	0.093	0.052	0.038	○	0
河原 f)	0.015	0	0.0	0	0.0	0.071	0.049	0.037	○	0
甲子園 g)	0.015	0	0.0	0	0.0	0.105	0.054	0.041	○	0
塩瀬 h)	0.014	0	0.0	0	0.0	0.067	0.050	0.036	○	0

注 a) 有を×、無を○で表示

b) 西宮市役所南館 c) 浜甲子園2丁目 d) 西宮市役所議会棟横 e) 津門川ポンプ場 f) 市民運動場 g) 甲子園七番町 h) 塩瀬センター

資料 市環境保全課

(4) 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）濃度

環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。  
 なお、評価は日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であるかどうかで行う。  
 測定方法…化学発光法 (令和元年度)

区 分	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		最高値 (ppm)		日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
		日	%	日	%	1時間値	日平均値		
西宮市役所 a)	0.013	0	0.0	1	0.3	0.069	0.043	0.030	0
鳴尾支所	0.015	0	0.0	2	0.5	0.069	0.045	0.032	0
瓦木公民館	0.013	0	0.0	1	0.3	0.076	0.043	0.032	0
甲陵中学校	0.009	0	0.0	0	0.0	0.060	0.036	0.023	0
山口小学校	0.009	0	0.0	0	0.0	0.055	0.033	0.022	0
浜甲子園 b)	0.013	0	0.0	2	0.5	0.075	0.046	0.033	0
六湛寺 c)	0.014	0	0.0	1	0.3	0.068	0.041	0.031	0
津門川 d)	0.016	0	0.0	5	1.4	0.081	0.046	0.036	0
河原 e)	0.012	0	0.0	1	0.3	0.066	0.041	0.030	0
甲子園 f)	0.018	0	0.0	5	1.4	0.071	0.048	0.036	0
塩瀬 g)	0.019	0	0.0	0	0.0	0.071	0.039	0.034	0

注 a) 西宮市役所南館 b) 浜甲子園2丁目 c) 西宮市役所議会棟横 d) 津門川ポンプ場 e) 市民運動場 f) 甲子園七番町 g) 塩瀬センター

資料 市環境保全課

## 9-22 大気汚染濃度測定結果（続き）

## (5) 光化学オキシダント (OX) 濃度

環境基準 …1時間値が0.06ppm以下であること。

注意報基準…1時間値が0.12ppm以上になること。

測定方法 …紫外線吸光法

警報基準 …1時間値が0.24ppm以上になること。

(令和元年度)

区 分	昼 間 の 測 定 時 間	昼 間 の 年 平 均 値 (ppm)	昼 間 の 1 時 間 値 が 0.06ppm を 超 え た 日 数 と 時 間		昼 間 の 1 時 間 値 が 0.12ppm を 超 え た 日 数 と 時 間		昼 間 の 1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	昼 間 の 日 最 高 1 時 間 値 の 年 平 均 値
			日	時間	日	時間		
西宮市役所 a)	5,468	0.031	48	208	0	0	0.114	0.044
鳴尾支所	5,479	0.033	85	379	2	5	0.134	0.048
瓦木公民館	5,477	0.033	61	236	0	0	0.118	0.047
甲陵中学校	5,156	0.034	59	234	0	0	0.115	0.047
山口小学校	5,380	0.035	81	436	0	0	0.117	0.049
浜甲子園 b)	5,474	0.033	68	279	2	3	0.123	0.047

注 昼間とは、5時～20時までの時間帯をいう。また「昼間の日最高1時間値の年平均値」とは、5時から20時までの測定時間における最大1時間値を365日平均したものである。

a) 西宮市役所南館 b) 浜甲子園2丁目

資料 市環境保全課

9 保健、衛生及び環境

9-23 水質汚濁測定結果

定量下限値未満は「<」を用いて表記している。

調査地点欄内にある数字は、次頁の水質調査地点図の囲い数字と対応している。

(令和元年度)

調査地点		水素イオン濃度(pH)		溶存酸素量(DO : mg/L)			生物化学的酸素要求量(BOD : mg/L)			化学的酸素要求量(COD : mg/L)			浮遊物質量(SS : mg/L)		
		a)		b)			c)			d)			e)		
		最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小
武庫川	1 甲武橋	8.4	7.7	11	13	8.6	1.2	2.3	<0.5	3.0	4.9	2.2	3	8	1
	2 阪神鉄橋	9.2	7.9	9.7	11	8.6	1.4	3.0	0.6	3.5	4.3	3.0	8	19	1
有馬川	3 明治橋	9.4	8.1	11	13	9.6	0.7	1.2	<0.5	1.7	2.2	1.0	1	3	<1
西川	4 西久保橋	9.0	8.2	12	13	10	0.9	1.2	<0.5	2.3	2.8	1.7	1	2	<1
船坂川	5 船坂橋	7.8	7.5	11	14	9.0	0.8	1.4	<0.5	0.8	1.1	0.5	<1	<1	<1
	6 下田橋下流	7.8	7.7	12	14	9.4	0.8	1.0	0.6	1.4	1.9	1.1	1	2	<1
	7 鍋倉橋	8.7	7.9	11	13	9.0	0.9	1.7	<0.5	2.6	3.6	2.1	2	3	<1
名塩川	8 農協南	9.0	8.4	11	12	9.6	0.8	1.1	0.5	2.3	2.7	1.9	1	1	<1
	9 流末	8.3	8.0	10	12	8.6	0.7	1.4	<0.5	2.1	3.7	1.5	1	4	<1
尼子谷川	10 新尼子橋	8.4	8.1	10	12	8.9	0.8	1.3	<0.5	2.0	2.3	1.8	6	13	3
太多田川	11 蓬莱峽山荘前	7.8	7.5	10	12	9.2	0.6	0.9	<0.5	1.0	1.6	0.7	2	4	<1
	12 千都橋	8.0	7.7	10	13	8.4	0.6	1.0	<0.5	0.8	1.8	<0.5	3	21	<1
座頭谷川	13 流末	7.9	7.7	10	12	8.9	0.6	0.7	<0.5	0.6	0.9	<0.5	1	1	<1
仁川	14 鷲林寺橋	8.0	7.8	10	12	9.2	0.7	0.8	<0.5	1.1	1.5	0.9	<1	<1	<1
	15 甲山橋	8.0	7.8	10	13	8.5	0.9	1.2	<0.5	2.0	3.3	1.4	2	3	<1
	16 地すべり資料館横	8.2	7.7	11	12	9.5	1.1	2.0	0.6	2.6	3.4	2.0	2	2	1
鳴尾新川	17 中川橋	7.5	7.3	9.0	10	6.7	1.0	1.6	0.5	2.3	2.7	1.8	7	12	4
新川	18 真砂橋	7.8	7.6	8.4	9.4	7.4	0.7	1.1	<0.5	2.0	2.6	1.3	2	5	1
	19 中津橋	8.0	7.5	7.1	9.7	5.0	1.3	2.1	<0.5	3.0	3.9	1.3	3	5	1
新堀川	20 甲子園口2丁目	9.2	8.3	12	13	9.5	0.9	1.2	0.6	1.9	3.5	1.2	1	1	<1
野田川	21 国道2号北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	22 九郎橋上流	8.2	7.6	9.2	13	7.3	0.8	1.2	<0.5	2.5	3.2	1.3	3	5	<1
東川	23 下広田橋	9.1	8.6	12	16	9.5	2.1	2.5	1.3	4.2	6.7	3.1	8	22	1
	24 親水南公園	9.1	7.7	12	14	10	2.0	3.5	0.7	3.7	7.5	2.2	4	11	1
	25 二ツ橋	8.0	7.6	7.5	9.1	5.9	1.4	1.9	1.1	3.0	3.7	2.4	3	5	2
津門川	26 神祇官橋	8.4	7.7	9.7	11	8.7	1.1	1.9	<0.5	2.3	3.7	1.2	2	5	1
	27 住江橋	7.7	7.4	7.6	8.7	6.3	1.0	1.4	0.7	2.7	3.2	2.2	3	4	2
洗戎川	28 流末	9.1	7.5	12	16	8.2	1.0	1.6	0.6	2.5	3.1	1.9	1	2	1
夙川	29 銀水橋	8.0	7.7	11	13	9.7	1.0	1.3	0.9	1.9	3.2	1.3	2	4	<1
	30 大井手橋	8.8	7.8	12	15	9.5	0.9	1.2	<0.5	1.4	1.9	0.9	1	2	1
	31 夙川橋	9.1	7.9	12	14	8.9	0.9	1.3	<0.5	1.7	3.3	0.9	1	2	<1
	32 葭原橋	8.5	8.0	11	12	8.7	1.3	1.5	1.0	1.7	2.2	1.2	1	2	<1
中新田川	33 流末	9.9	9.1	11	13	8.8	1.2	1.9	<0.5	2.3	3.5	1.5	2	5	1
久出川	34 流末	9.2	8.4	13	15	10	1.4	1.8	1.0	2.0	2.4	1.7	1	2	<1
堀切川	35 阪神電鉄南	8.0	7.8	7.1	7.8	6.2	1.3	2.1	0.8	2.5	3.4	1.7	5	12	1
大阪湾	36 甲子園浜	8.8	7.8	11	13	6.6	-	-	-	3.0	4.2	1.8	4	6	1
	37 今津港	8.8	7.8	12	15	6.2	-	-	-	3.1	4.5	1.7	4	13	1
	38 香櫨園浜	8.9	7.9	11	14	6.8	-	-	-	3.2	4.9	1.7	4	8	2
	39 鳴尾浜沖	9.1	8.0	11	14	7.9	-	-	-	3.0	5.3	1.5	3	6	1
	40 甲子園浜沖	8.7	8.0	12	16	7.1	-	-	-	2.9	4.7	1.6	3	7	1
	41 西宮浜沖	9.1	8.0	12	14	7.7	-	-	-	2.8	3.7	2.1	3	6	1

- 注 a) 水の酸性とアルカリ性の度合いを表す指標で、pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。河川では、夏季などに植物プランクトンによる光合成が盛んになり、溶存酸素量が増えるためアルカリ性になる事がある。また、海水中には塩類が溶けているためアルカリ性になっている。
- b) 水中に溶け込んでいる酸素の量で、溶存酸素量が少なくなると、魚介類などの水生生物のへい死を招く。清浄な水域では、ほぼ飽和値に達しているが、汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好気性微生物によって有機物の分解が起き、多量の酸素が消費されるので溶存酸素量が減少する。
- c) 水中の有機物が好気性微生物により、酸化分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、汚濁が進むほど数値が大きくなる。
- d) 水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもので、BODとともに有機汚濁を測る代表的な指標であり、海域や湖沼の水質汚濁状況の評価に用いられる。
- e) 水中に浮遊または懸濁している直径が2mm以下の不溶性物質のことで、浮遊物質が多くなると、透明度等の外観が悪くなるほか、魚類のえらを詰まらせて、へい死させることがある。
- f) 現在測定は行っていない。

資料 市環境保全課

水質調査地点図

